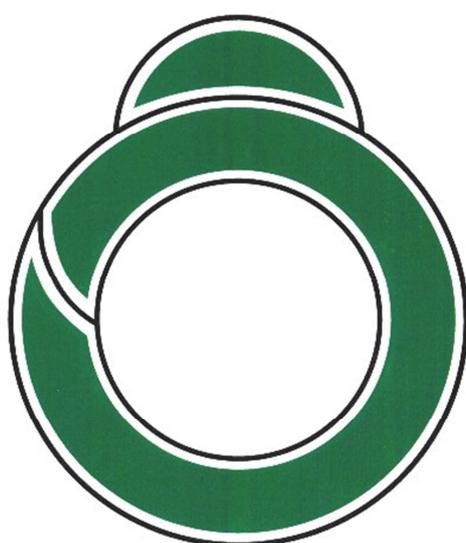


# 避難情報の判断・伝達マニュアル



平成22年 6月 作成

平成29年12月 修正

令和 3年 5月 修正

内 灘 町



# 目 次

1. 避難情報の判断・伝達マニュアルについて .....	1
2. 避難に関する責務.....	2
(1) 町の責務.....	2
(2) 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢.....	2
3. 避難行動（安全確保行動） .....	4
(1) 避難行動の目的.....	4
(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保） .....	4
4. 避難情報と防災気象情報.....	7
(1) 避難情報等と居住者等がとるべき行動.....	7
(2) 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報.....	8
5. 洪水等に関する避難情報の発令基準.....	9
(1) 水位到達情報の種類.....	9
(2) 水位周知河川の水位観測所と基準水位.....	9
(3) 避難情報の発令基準.....	10
6. 土砂災害に関する避難情報の発令基準.....	14
(1) 土砂災害の危険性がある区域.....	14
(2) 避難情報の判断基準.....	15
7. 津波に関する避難情報の発令基準.....	16
(1) 避難指示の対象とする津波.....	16
(2) 避難情報の判断基準.....	17
8. 避難情報の判断材料.....	18
(1) 気象情報、気象注意報・警報・特別警報.....	18
(2) 雨量に関する情報.....	20
(3) 水位に関する情報.....	22
(4) 洪水等に関する情報.....	22
(5) 土砂災害に関する情報.....	24
(6) 潮位に関する情報.....	25
9. 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言.....	26
10. 避難情報等の伝達方法.....	26
11. 避難情報の伝達文.....	27
(1) 避難情報等において伝達する内容.....	27
(2) 洪水等による避難情報等の広報文例.....	27
(3) 土砂災害による避難情報等の広報文例.....	28
(4) 津波による避難情報等の広報文例.....	29

## 1. 避難情報の判断・伝達マニュアルについて

内閣府では、平成16年の一連の水害・土砂災害等を教訓として、平成17年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定し、平成26年には、土砂災害警戒情報等の新たな制度や、東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ、さらに平成27年には、前年に広島市で発生した多数の死者を出す甚大な土砂災害の教訓等を踏まえ改定を行った。また、平成29年には、平成27年9月の関東・東北豪雨災害や平成28年台風第10号による高齢者施設の被災等を踏まえ改定を行い、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更した。

平成30年7月豪雨では、大雨特別警報が11府県に発表される記録的な大雨により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が200名を超え、昭和58年8月豪雨以来死者数が初めて100名を超える大惨事となった。この災害を踏まえ、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、居住者等が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善した。

また、令和元年台風第19号(令和元年東日本台風)では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142箇所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。この災害を踏まえ、災対法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。

この法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定された。

内灘町においても、この改定を踏まえ名称を改め、「避難情報の判断・伝達マニュアル」として改定する。また、本マニュアルは、具体的な避難情報の発令基準及び伝達方法をまとめ、適切な避難情報の発令により住民の迅速・円滑な避難の実現を目指すものである。

## 2. 避難に関する責務

### (1) 町の責務

災害対策基本法において、町は、「基礎的な地方公共団体として、当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は町長に付与されている。

町長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

また、町は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。そのため、町は、避難情報がどのような考え方に基づいているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等の一人一人や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。またこれら施設の利用者を以下、「施設利用者」という。「施設管理者等」及び「施設利用者」は「居住者等」に含まれる。）が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等による施設利用者の避難支援を判断できるように、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る必要がある。

(参考法令)

#### 【災害対策基本法】

- ・ 第5条・・・市町村の責務
- ・ 第42条第2項2号・・・市町村地域防災計画
- ・ 第50条第1項1号・・・災害応急対策及びその実施責任
- ・ 第56条第1項、第2項・・・市町村長の警報の伝達及び警告
- ・ 第60条第1～3項・・・市町村長の避難の指示等

### (2) 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

これまでも、行政は、水害・土砂災害を未然に防止するためのハード・ソフト対策の充実を図ってきている。しかし、地球温暖化に伴う気象状況の激化や、行政職員に限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられる。また、各居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、町が一人一人の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。

したがって、居住者等は、既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

主体的な避難行動をとるにあたり居住者等が特に留意すべき事項は以下のとおりである。

- ・ 平時より、居住地や勤務・通学先、要配慮者利用施設等、日常生活において自らが居ることが多

い場所（以下「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。

- ・ 平時より、予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。例えば、大規模な河川の氾濫が発生していなくても水路や下水道の氾濫により足元が濁水で見えにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下したり、小規模な土砂災害が発生したりする可能性があることも踏まえ、安全な避難経路を検討する必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。
- ・ これらの平時に確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。
- ・ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴う。夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。
- ・ 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。
- ・ 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群等の予防を行うべきである。
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。
- ・ 災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で町長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
- ・ 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。

### 3. 避難行動（安全確保行動）

#### （1）避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

#### （2）避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について表1のとおり整理する。また、避難行動のイメージ図を図1に示す。

##### ① 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定等や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

##### ② 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域\*1 に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障\*2 を許容できること

- \*1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。
- \*2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ  
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

### ③ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で町長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、町は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり

（災害発生後）

- ・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況
- ・避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況

（災害発生直前）

- ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
- ・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれがある
- ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
- ・暴風による飛散物により被災するおそれがある
- ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある

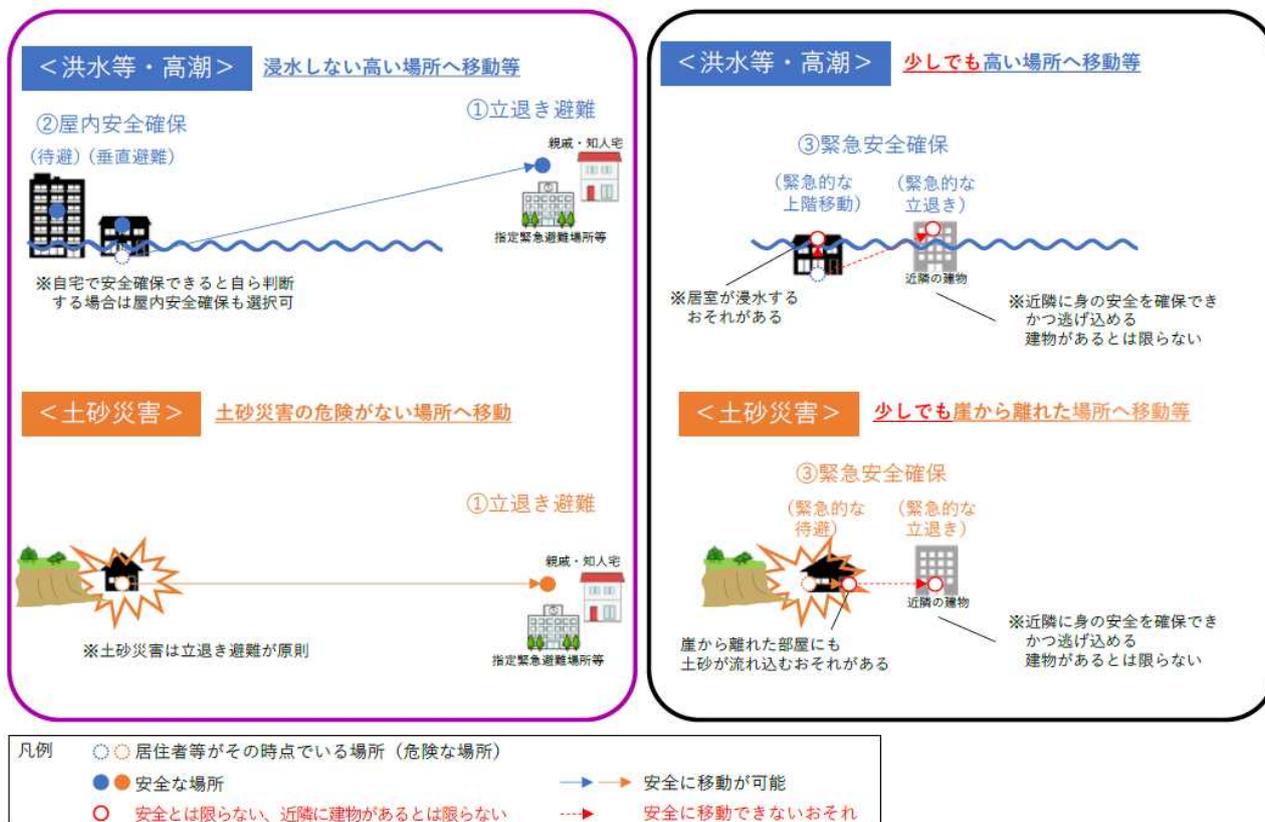
表1 避難行動の整理

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時にあらかじめ 確認・準備すべきことの例	リードタイム <sup>※1</sup> の 確保の有無	当該行動をとる 避難情報	当該行動が関係する 災害種別	
緊急安全確保	・安全とは限らない 自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な建物が近隣にあると 限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物 があり、かつ自宅・施設等 よりも相対的に安全だと 自ら判断する場合に移動等	・急激に災害が切迫し発生した 場合に備え、自宅・施設等及び 近隣でとりうる直ちに身の安全を 確保するための行動を確認 等	リードタイムを 確保できないと 考えられる時に とらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保  (※津波は避難指 示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館・ 高台・津波避難ビル・ 津波避難タワー等) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、 ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の 作成・確認 等	リードタイムを 確保可能な時に とるべき行動  (※津波は突発的に発生 するため、リードタイムの 確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示  (※津波は避難指 示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫 想定区域、浸水深、浸水継続時間等を 確認し、自宅・施設等で身の安全を 確保でき、かつ、浸水による支障 <sup>※2</sup> を 許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを 確保可能な時に とり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は 立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

図1 避難行動のイメージ（洪水等・高潮、土砂災害の例）



#### 4. 避難情報と防災気象情報

##### (1) 避難情報等と居住者等がとるべき行動

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<b>【警戒レベル 5】</b> 緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
<b>【警戒レベル 4】</b> 避難指示 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<b>【警戒レベル 3】</b> 高齢者等避難 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<b>【警戒レベル 2】</b> 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認</li> </ul>
<b>【警戒レベル 1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>

(2) 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報

国・都道府県は、各種の防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも合わせて提供（警戒レベル〇相当情報[洪水]、警戒レベル〇相当情報[土砂災害]等を付す）する。これにより、防災気象情報と警戒レベルの関係性を示し、居住者等が自らの判断による避難行動等を直感的に理解しやすいものとし、居住者等の主体的な避難行動等を支援する。また、町は、警戒レベル相当情報を基本に、その他の情報も参考に総合的に判断して避難情報の発令のタイミングや区域を定める

警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベル相当	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	洪水等に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合		
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報*1
4相当	氾濫危険情報	危険度分布：非常に危険（うす紫）	土砂災害警戒情報 危険度分布：非常に危険（うす紫）	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報 危険度分布：警戒（赤）	大雨警報（土砂災害） 危険度分布：警戒（赤）	高潮警報に切り替える可能性に言及する 高潮注意報
2相当	氾濫注意情報	危険度分布：注意	危険度分布：注意	—
1相当	—	—	—	—

\*1 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。石川県において、指定なし。

## 5. 洪水等に関する避難情報の発令基準

### (1) 水位到達情報の種類

レベル	水 位	発表する洪水予報等の名称	
5	氾濫の発生	〇〇川氾濫発生情報	【警戒レベル5相当情報[洪水]】
4 危険	氾濫危険水位 (レベル4水位)	〇〇川氾濫危険情報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】
3 警戒	避難判断水位 (レベル3水位)	〇〇川氾濫警戒情報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】
2 注意	氾濫注意水位 (レベル2水位)	〇〇川氾濫注意情報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】
1	水防団待機水位		

※水防団待機水位・・・水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。

### (2) 水位周知河川の水位観測所と基準水位

河川名	大野川	河北潟	宇ノ気川
観測所名	機具橋	貯木場 (内)	宇ノ気川
堤防高	1.50m	—	4.80m
氾濫危険水位 (レベル4水位)	1.10m	1.20m	2.90m
避難判断水位 (レベル3水位)	1.00m	1.10m	2.60m
氾濫注意水位 (レベル2水位)	0.80m	0.90m	2.35m
水防団待機水位	0.70m	0.8m	1.50m

※水位周知河川・・・水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。水位周知河川は、洪水予報を行う時間的余裕がない流域面積が小さい河川が対象となる。

(3) 避難情報の発令基準

水防法に基づき公表されている「洪水浸水想定区域（内灘町洪水避難地図）」を対象に避難情報を発令することを基本とする。なお、その他の河川、内水氾濫、高潮については、宅地や流路の状況等から、居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと考えられる場合など、必要に応じて避難情報の発令対象とする。

1) 河川氾濫

①水位周知河川（大野川、河北潟、宇ノ気川）

<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</li> <li>・水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②各河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</li> <li>③水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に到達した場合</li> <li>・水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒レベル2水位）または避難判断水位（警戒レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>①水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②各河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</li> <li>③水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> </li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が発生直前又はすでに発生しているおそれ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位観測所の水位が、堤防高に到達した場合</li> <li>・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> </ul> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</li> </ul>
----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

避難すべき区域 (大野川) … ア. 向栗崎1・2・5丁目の一部  
イ. 鶴ヶ丘1・2丁目的一部分  
ウ. 大根布1・2・3・4・5・9丁目的一部分

避難すべき区域 (河北潟) … ア. 向栗崎5丁目的一部分  
イ. 鶴ヶ丘1・2丁目的一部分  
ウ. 大根布1・2・3・4・5・9丁目的一部分  
エ. 宮坂的一部分  
オ. 西荒屋的一部分  
カ. 室的一部分  
キ. 湖西全域

避難すべき区域 (宇ノ気川) … ア. 宮坂的一部分  
イ. 西荒屋的一部分  
ウ. 室的一部分  
エ. 湖西的一部分

②その他の河川（西部承水路）

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県央農林事務所設置の下流取水口水位計の水位が-0.5mに到達した場合</li> <li>・ 県央農林事務所設置の上流取水口水位計の水位が0.3mに到達した場合</li> <li>・ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下流取水口水位計の水位が-0.5mに到達し、かつ上流取水口水位計の水位が0.3mに到達し、下流取水口水位計の水位が5分間で5cm以上上昇している場合</li> <li>・ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> <li>・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下流取水口水位計の水位が-0.2mに到達し、かつ上流取水口水位計の水位が0.2mを超えている場合</li> <li>・ 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> <li>・ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</li> </ul> <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</li> </ul>

避難すべき地域 … ア. 宮坂の一部  
イ. 西荒屋の一部  
ウ. 室の一部  
エ. 湖西の一部

2) 内水氾濫

【警戒レベル3】 高齢者等避難	・今後1時間の降雨予測が70mmを越える場合
【警戒レベル4】 避難指示	・時間雨量が50mmを越え、気象の改善が予測されない場合 ・停電等により全てのポンプが停止した状態で、大雨・洪水注意報又は警報が発表され、今後1時間の降雨予測が30mmを越える場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・降雨雨量が70mmを越え、気象の改善が予測されない場合 ・床上浸水が発生した場合

避難すべき地域 … ア. 大根布1・2・3・4・5・9丁目の一部  
イ. 鶴ヶ丘1・2丁目の一部

3) 高潮災害

【警戒レベル3】 高齢者等避難	・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が内灘町にかかると予想されている、又は台風が内灘町に接近することが見込まれる場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	・高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・水門、陸閘等の異常が確認された場合（災害発生を確認） ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合

避難すべき地域 … ア. 向栗崎1・2・5丁目の一部  
イ. 鶴ヶ丘1・2丁目の一部 ※

※併せて大雨注意報または大雨警報が発表されている場合

## 6. 土砂災害に関する避難情報の発令基準

### (1) 土砂災害の危険性がある区域

#### ① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に町民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

#### ② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ町民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

#### 【土砂災害（特別）警戒区域】

箇所番号	箇所名	種類	土砂災害防止法に基づく県の指定
151010	室1号	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
151020	室2号	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
151030	西荒屋1号	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
151040	西荒屋2号	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
151050	大根布	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(2) 避難情報の判断基準

土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった地区を単位とし、土砂災害防止法に基づき公表されている「土砂災害（特別）警戒区域（内灘町土砂災害ハザードマップ）」を対象に避難情報を発令することを基本とする。

<p>【警戒レベル 3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）となった場合</li> <li>・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>・警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ul>
<p>【警戒レベル 4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合</li> <li>・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）となった場合</li> <li>・警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>・警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>・土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ul>
<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （災害発生を確認）</li> <li>・土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>

避難すべき地域 … ア. 大根布 4・5 丁目の一部  
イ. 西荒屋の一部  
ウ. 室の一部

## 7. 津波に関する避難情報の発令基準

### (1) 避難指示の対象とする津波

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、避難指示の対象とする。

なお、津波防災地域づくりに関する法律に基づき公表されている「津波浸水想定区域（津波ハザードマップ）」を対象に避難指示を発令することを基本とする。

ただし、津波浸水想定精度には限界があることから、大津波警報が発表されたときは区域より内陸側であっても、避難指示の対象とする。

### 【津波浸水想定結果】

浸水面積		最大津波高	最大津波到達時間	影響開始時間
住居地域	非住居地域			
0.04k m <sup>2</sup>	1.95k m <sup>2</sup>	3.8m	25分	21分

※影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

### 【大津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

区分	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

## (2) 避難情報の判断基準

避難指示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 (ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。)</li><li>・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</li></ul> <p>※ 遠地地震の場合の避難情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。</li></ul> <p>町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 避難すべき地域 …
- ア. 海岸一帯
  - イ. 向栗崎1・2・5丁目の一部
  - ウ. アカシア2丁目の一部
  - エ. 鶴ヶ丘1・2丁目の一部
  - オ. 大根布1・2・3・4・5・9丁目の一部
  - カ. 宮坂全域
  - キ. 西荒屋の一部
  - ク. 室の一部
  - ケ. 湖西全域

## 8. 避難情報の判断材料

避難情報の発令については、下記の各種防災気象情報、現地情報等を収集して判断する。

### (1) 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

#### ①気象情報

項目	説明	提供元	主な提供サイト
台風情報	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	気象庁	・気象庁HP
府県気象情報	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別に適時発表される。		
記録的短時間大雨情報	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		
早期注意情報	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が [高] [中] 2段階の確度で提供される。 警戒レベル1		

#### ②気象注意報・警報・特別警報

項目	説明	提供元	主な提供サイト
大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか、又は両方が記載されている。警戒レベル2	気象庁	・気象庁HP
洪水注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル2		

項目	説明	提供元	主な提供サイト
強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。	気象庁	・気象庁HP
高潮注意報	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2		
波浪注意報	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。）		
大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		
洪水警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		
暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		
高潮警報	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		
波浪警報	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。）		
大雨特別警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		

項目	説明	提供元	主な提供サイト
暴風特別警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	気象庁	・気象庁HP
高潮特別警報	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		
波浪特別警報	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。（津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。）		

## (2) 雨量に関する情報

### ①地点雨量の把握

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
アメダス	気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁	・気象庁HP	・10分毎
テレメータ雨量	国土交通省河川事務所等が観測した雨量	国土交通省	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報	10分毎
リアルタイム雨量	国土交通省が保有する情報を集約して提供		・防災情報提供センター (リアルタイム雨量)	10分毎

### ②流域雨量

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
流域平均雨量	河川の流域における平均の雨量	国土交通省	・市町村向け川の防災情報	10分毎

③面的な雨量把握

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
レーダー・降水 ナウキャスト	現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	気象庁	・気象庁HP	5分毎
Cバンドレーダー	レーダー雨量計によって観測した降水強度分布（1kmメッシュで観測） 1kmメッシュで観測	国土 交通省	・川の防災情報 ・市町村向け 川の防災情報	5分毎
XRAIN	レーダー雨量計によって観測した降水強度分布（250mメッシュで観測） 250mメッシュで観測			1分毎
リアルタイム レーダー	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供		・防災情報提供 センター (国土交通省)	5分毎
今後の雨（解析 雨量・降水短時間 予報）	現時刻までの前1時間の雨量の分布 及び15時間先までの1時間毎の予測 雨量分布を表示したもの。	気象庁	・気象庁HP	10分毎 (実況及び6時間 先まで) 1時間毎 (7～15 時間先)
雨雲の動き（高 解像度降水ナウ キャスト）	30分先までは250mメッシュで、35 分先から60分先までは1kmメッシュ で、予測雨量、予測降雨強度の分布 を表示したもの。			5分毎

(3) 水位に関する情報

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
河川カメラ画像	河川カメラによる河川の画像情報	国土 交通省	・川の防災情報 ・川の水位情報	
テレメータ水位	水位観測所の実測した水位(cm単位)		・川の防災情報 ・市町村向け 川の防災情報	10分毎
水位予測	洪水予報河川等の水位の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川について、数時間先までの水位を予測		・市町村向け 川の防災情報	概ね10分毎
危機管理型水位計(西部承水路)	洪水時の観測に特化した低コストの水位計	石川県	・川の防災情報 ・川の水位情報	

(4) 洪水等に関する情報

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
水位到達情報(河川)	水位周知河川(流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川)について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。	国・石 川県	・川の防災情報 ・市町村向け川の 防災情報 ・県河川総合 情報システム	
水位到達情報	避難判断水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	石川県	・川の防災情報 ・県河川総合 情報システム	
流域雨量指数の6時間先までの予測値	水位周知河川等を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報(6時間先までの降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川等において、高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。	気象庁	・県河川総合 情報システム ・気象庁HP	10分毎

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁HP</li> <li>・県河川総合情報システム</li> </ul>	10分毎
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	大雨による浸水害発生の危険度をあらゆる面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁HP</li> <li>・県河川総合情報システム</li> </ul>	10分毎
大雨危険度通知	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	気象庁協力のもと、民間事業者が実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁HP（取組紹介ページ）</li> </ul>	10分毎（危険度変動したとき）

(5) 土砂災害に関する情報

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。 ・留意事項 土砂災害発生の危険度を判定する際、解析雨量を用いているが、レーダーの電波が雨雲以外のものから反射されることが原因で、実際の降水よりも遥かに強い降水が狭い範囲に解析される場合があり、大雨警報（土砂災害）の危険度分布でより高い危険度の判定となることがある。このため、大雨注意報・大雨警報（土砂災害）・土砂災害警戒情報・大雨特別警報（土砂災害）と合わせて用いること。	気象庁	・気象庁HP ・SABO アイ	10分毎
石川県が提供する土砂災害危険度情報	メッシュ単位の土砂災害発生危険度を最大3時間先まで表示したもの。 （1kmメッシュ）	県砂防部局	・SABO アイ	10分及び60分毎
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	気象庁と県の共同	・気象庁HP ・SABO アイ	
大雨危険度通知	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	気象庁協力のもと、民間事業者が実施	・気象庁HP （取組紹介ページ）	10分毎 （危険度 が変動したとき）

(6) 潮位に関する情報

項目	説明	提供元	主な提供サイト	発表間隔
潮位観測情報	全国各地の最新の3日間（昨日・今日・明日）又は1日ごとの潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したもの。5分又は10分毎に更新。	気象庁	・気象庁HP ・防災情報提供センター（国土交通省）	5分又は 10分毎

## 9. 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言

気象、河川、土壌等がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設の管理者は国や都道府県である場合が多く、また、施設の管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

災害対策基本法では、市町は国・都道府県等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができるとされていることから、避難情報の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。助言を求めることができる対象機関は次のとおりである。

内容	担当部署	電話番号	県防災行政無線 (衛星系)
防災全般	石川県危機管理監室 危機対策課	076-225-1482 076-225-1483	外線 1-111-4280~4286
水害（県管理河川）	石川県県央土木総合事務所 河川砂防課 石川県河川課	076-239-3905  076-225-1736	
土砂災害	石川県県央土木総合事務所 河川砂防課 石川県砂防課	076-239-3905  076-225-1751	
気象関係 (津波・高潮災害含む)	金沢地方気象台	076-260-1462	

## 10. 避難情報等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき地域の範囲等を考慮し、次の伝達手段により行う。

伝達手段及び連絡先	連絡先	担当
防災行政無線	住民	総務課・消防本部
広報用車両、消防車	住民	総務課・消防本部
消防団	各消防団員	消防本部
自主防災組織	各代表者	総務課
ホームページ	住民	総務課
災害情報メール	住民	総務課
F Mかほく	076-283-1139	総務課
社会福祉施設	各施設	総務課・福祉課
内灘交番	076-286-0030	総務課
津幡警察署	076-289-0110	総務課
報道機関	石川県を通じて連絡	総務課
石川県危機対策課	076-225-1482	総務課

## 11. 避難情報の伝達文

### (1) 避難情報等において伝達する内容

避難情報の伝達する内容は、伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じ必要な情報を加え、かつ、町民が短時間に内容を認識できる情報量も考慮する必要があります。避難情報において伝達すべき事項は次のとおりです。

- ①発令日時
- ②発令者
- ③対象地域及び対象者
- ④避難すべき理由
- ⑤危険の度合い
- ⑥避難準備情報、避難勧告、避難指示の別
- ⑦避難時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ⑧避難場所（避難施設、避難所）
- ⑨避難の経路（あるいは通行できない経路）
- ⑩住民等のとるべき行動や注意事項

### (2) 洪水等による避難情報等の広報文例

#### <高齢者等避難>

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） こちらは、内灘町です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

#### <避難指示>

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） こちらは、内灘町です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

<緊急安全確保>

(河川氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）こちらは内灘町です。
- 〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！  
〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）こちらは内灘町です。
- 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(3) 土砂災害による避難情報等の広報文例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）こちらは、内灘町です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3 「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）こちらは、〇〇市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4 「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

(土砂災害発生が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）こちらは、内灘町です。
- 内灘町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）こちらは、内灘町です。
- 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

#### (4) 津波による避難情報等の広報文例

(大津波警報、津波警報が発表された場合)

- 緊急放送！緊急放送！こちらは、内灘町です。
- 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所などできるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)

- 緊急放送！緊急放送！こちらは、内灘町です。
- 強い揺れの地震がありました。
- 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。
- 直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

(津波注意報が発表された場合)

- 緊急放送！緊急放送！こちらは、内灘町です。
- 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。  
ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。